特定非営利活動法人 ブリッジフォースマイル

倫理規程

(組織の使命)

- 第1条 特定非営利活動法人 ブリッジフォースマイル (以下「法人」という。) は、その設立目的に従い、社会的養護・養育に関する諸問題の解決を目指して事業運営に当たるものとする。
- 2 実際の活動にあたっては、別紙にある法人の倫理要綱(活動方針、活動指針、遵守事項)に定められている事項に従って行動しなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第3条 法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

- 第4条 法人は、関連法令、法人の定款、及び倫理規程その他の規程を遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。
- 2 法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。
- 3 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇すること なくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第5条 法人の役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用すること があってはならない。

(利益相反等の防止)

第6条 法人は、利益相反を防止するため、利益相反規程に従い、役職員に対して定期的に利益相反の 状況及び取引を自己申告させるとともに、その内容を確認し、必要な是正措置を講じなければなら ない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 法人の役職員は、特定の個人又は団体(法人内の適切なプロセスを経て選定された支援対象者を除く)の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行っ

てはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等 を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重に も十分配慮しなければならない。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2020年4月12日から施行する。

ブリッジフォースマイル

倫理要綱

活動方針

【Vision (ブリッジフォースマイル (以下「B4S」という) の目指すもの) 】

子どもたちがどんな環境で生まれ育っても、夢と希望を持って笑顔で暮らせる社会を目指します。

【Mission (B4Sの使命)】

自立支援、啓発活動、人材育成の3つの活動を通して、社会的養護の元にある子どもたち(退所者等を含む)を、社会につなぐ架け橋になります。

【活動方針(法人の基本方針)】

B4Sスタッフおよびボランティア等(以下「支援者」という)は、社会的養護の元にある子どもたち(退所者等を含む)(以下「支援対象者」という)に対し、以下の方針に則り活動します。

個人の尊重

安心安全に自立後の生活を送れるよう支援し、支援対象者をすべてかけがえのない存在として尊重します。

自立の支援

支援対象者に対して、情報、経験、物品、交流の場を提供します。また、自分の生活のイメージを持ち主体的な選択をできるよう支援をしていきます。

知識・技術の向上

自立支援活動に携わる者として常に知識・技術の向上につとめます。また、適切かつ公平な研修の場を 提供しあえるよう努力をつくします。

チームでの支援体制の構築

独断、独善で支援を行わず、チーム内での情報提供・報告相談につとめ、チームで支援を行います。 社会資源の活用

自立支援のために協力企業、社会人ボランティアなどの社会資源の開拓につとめます。また、物品や寄附による支援を広く集めるための働きかけを行います。

社会への啓発

一般社会に対し、社会的養護が抱える現状を問題提起し、関心を高めるよう努力をつくし、社会全体で問題を解決できる環境作りにつとめます。

施設等、関係機関との連携

児童養護施設等との緊密な連携はもとより、状況に応じて福祉事務所、ハローワーク、医療機関・相談機関などと連携し、誠実に対応します。

外部の意見、苦情への対応

公正、適切に実施された、第三者委員会等による外部評価結果や、支援対象者等からの苦情を真摯に受け止め、速やかな対応と活動内容の向上につとめます。

プライバシー保護(個人情報保護方針)

B4Sの諸活動を通じて扱う支援対象者、支援者等の個人情報について、B4Sの「個人情報保護方針」に 従って行動します。

社会的な説明責任と情報開示

B4Sの諸活動について、社会に向けて十分な説明や報告をする責任を認識し、行動します。

行動指針

【Value (B4Sの行動指針)】

B4Sスタッフ及びボランティアは、子どもたちや自分に対してはもちろんのこと、活動に関わる全ての人に対して、以下の指針の下で行動します

第1条 自らがロールモデルとなるよう努力します。

社会人としてのマナーやルールを守り、率先して子どもたちの見本となるよう努力します。

第2条 誠実に信頼関係を築きます。

子どもたち、施設、関係者、仲間に対して、相手の立場や気持ちを思いやり、誠実に対応することで信頼を重ねていきます。

第3条 感謝の心を大切にします。

多くの方の熱意と厚意により成り立つ活動であることを自覚し、感謝の気持ちを言葉にして伝えること を心がけます。

第4条 継続する関係を築きます。

長期的な活動で子どもたちを支援するため、無理なく、継続できる体制を構築します。

第5条 可能性をあきらめません。

子どもたち一人一人の可能性、よりよい社会に変わる可能性を信じ、あきらめない姿勢を貫きます。

第6条 明るくポジティブに取り組みます。

明るい笑顔と、ポジティブな発想でいることを心がけます。

第7条 主体性を尊重、発揮します。

子どもたちの主体的な選択・判断を尊重し、同時に私たち一人一人が自ら主体性を持って行動します。 第8条 多様な価値観を尊重します。

生まれ育った環境により、一人一人が異なる価値観を持っていることを認識し、認め合います。

第9条 効果を意識して行動します。

私たちの働きかけによって、子どもたちの自立や社会変革につながる効果があることを意識し、自己満足に終わらない活動を心がけます。

第10条 共に歩き、共に成長します。

簡単に解決できる問題ではないからこそ、子どもたちと共に、仲間と共に悩み考え、学び成長します。

遵守事項

B4Sの活動の目的を理解し行動するにあたって以下の事項を遵守してください。

- 1. 活動を通して知ったプライバシーにかかわる情報や個人情報を口外しない
- 2. 支援対象者に対して個人的な物品・金銭等の貸し借りおよび授受を行わない
- 3. B4S内での宗教、営業活動を行わない
- 4. 暴力・暴言・性的な関係など、支援者として不適切な関わりをもたない